農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和3年 8月4日

福岡県 田川市

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化 に関する方針

本市は、九州北部の福岡県のほぼ中央に位置し、周囲を英彦山系や福智山系に囲まれた水田地帯である。

古くは日本の主要な石炭の産地「筑豊炭田」として栄えたが、戦後のエネルギー革命によって石炭から石油に転換したことで、昭和45年には市内からヤマの火が消えた。

一方で、本市を含む筑豊地域の林業は、スギ・ヒノキを中心に植栽が行われたが、長引く原木 価格の低迷が、森林整備の遅延や生産活動の低下、林業従事者の高齢化や後継者不足などの問題 を長期化させ、人工資源が十分に利用されない状況が続いている。

このような状況の中、筑豊地域等の山林未利用資源をエネルギーとした木質バイオマス発電事業が計画され、これまで山林に放置されていた低資源に新たな価値が生まれることになったほか、排熱を活用した低炭素型の農業経営も実現しようとしている。

木質バイオマス発電所の稼働は、林業関係者の所得向上に加え、新たな雇用の創出など、地域に様々な波及効果をもたらす可能性がある。

これらのことから、木質バイオマス発電所の導入を契機として、今後の木材需要に対応した木材生産を推進するなど、本市の森林資源の有効活用及び農林業の活性化に努めるとともに、その他再生可能エネルギー発電所の導入についても、循環型社会の構築及び地域の活性化に貢献するものを推進していくこととする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目	面積(m²)	備考
A	田川市大字糒 751-1 ほか	農地	7, 191	木質バイオマス発電設備

3 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	木質バイオマス発電	1,999 kW	

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用確保 を図る区域及び当該確保に係る事項

農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の
確保を図る区域	確保に関する事項
該当区域無し	無し

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに 関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進す る農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備考
A	① 設備整備者が、地域の山林未利用材を原料とした木質チップを長期的かつ安定的な価格で買い取ることで、林業関係者の所得向上並びに林業の活性化に寄与する取組。	地域に賦存する木質バイオマス を変換して得られる電気の量の割 合が、年間を通じて8割未満とな らないようにする。
	② 設備整備者が、木質バイオマス発電設備で併産 される熱を隣接する園芸ハウスに供給すること で、原油市場の影響を受けにくい低炭素型農業の 実現に寄与する取組。	熱供給を受ける農業経営者は、 農繁期等においては地域人材を積 極的に雇用し、地域の雇用創出に 貢献する。

- 6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関 し配慮すべき重要事項
- (1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観の保全

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の 活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電事業においては、2023年までに地域の山林未利用材を燃料とした発電設備を1,999kW導入することで、年間約4万~の山林未利用材の安定供給を行うとともに、排熱の農業利用により、低炭素型農業の実現及び地域の雇用創出を目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備者は認定設備整備計画の実施状況 (設備整備の進捗状況、稼働状況、農林業の健全な発展に資する取組内容等)を本市に報告することとする。その報告により、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電 設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において、区域 周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うものとする。

9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

- 10 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項
- (1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取り組みの促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることを確認する。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 設備整備計画の認定の取消し

設備整備計画の内容に沿った事業が実施されず、また、是正の指導後においても改善の見込みがない場合は、設備整備計画の認定を取消し、その事実を公表することとする。

(4) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携 し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。